

# 平岡会計だより

発行



税理士法人 平岡会計事務所

大阪市中央区天満橋京町1番26号  
尼信天満橋ビル7階  
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868  
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

2024.06 Vol. 174

## <目次>

税務》貸倒引当金と貸倒損失	P 2
特集》『電子帳簿保存法』新たな猶予措置について	P 3
労務》定額減税実務の留意点	P 4

## ～ いよいよ全社員社会保険加入へ ～

政府はパート・アルバイト等の短時間労働者の社会保険加入について、現在の企業規模条件を撤廃する方針です。2016年に企業規模501人以上から始まった短時間労働者の社会保険加入措置は、2022年に101人以上となり、今年10月から51人以上に拡大し、最終的に企業規模条件を撤廃し、全企業に適用しようとするものです。

社会保険の加入対象となる短時間労働者とは、週の所定労働時間が20時間以上、雇用予定期間が2か月以上、月収が8万8千円（年収106万円）以上であることです。政府の大義名分は低年金者問題への対応です。推測ですが、健康保険料から拠出される後期高齢者医療保険への負担が重いこと、第3号被保険者（被扶養者である配偶者）を縮小・廃止に持ち込みたいこと、さらに国の年金収入を増やしたいこと等もその理由ではないでしょうか。しかし、毎月の厚生年金保険料に含まれる第3号被保険者負担分の減額は難しそうです。

撤廃時期はこれから決まりますが、それほど先にはならないでしょう。この問題については、事前に長期的な視点で検討する必要があると思います。



白髭神社（滋賀県高島市）

## ～貸倒引当金と貸倒損失～



無利子無担保のコロナ融資により令和2年以降は倒産件数が抑えられていましたが、令和5年の倒産件数は8,690件と4年ぶりに8,000件台に到達し、令和6年は1万件を超える水準となる見込みのようです。

今回は、得意先が事業の継続を断念し破産手続きに入った時の税務上の取扱いを確認します。これを機に得意先の与信管理を今一度考えていただければと思います。

### ～破産手続開始の申立て時～

得意先が破産手続開始の申立てをした場合には「破産手続開始等の通知書」という書類が届きます。この書類が届くと、売掛債権等の全部または一部の回収ができない事が想定されますので、債権者である会社は、「貸倒引当金の繰入計上(損金計上)」を行うことができます。この段階では売掛債権を貸倒処理することはできません。

貸倒引当金には、正常債権に対する引当金(一括評価の貸倒引当金)と貸倒懸念債権に対する引当金(個別評価の貸倒引当金)がありますが、ここでは個別評価の貸倒引当金の計上をすることができます。

(仕訳処理) 貸倒引当金繰入 ○○円 / 貸倒引当金 ○○円

個別評価の貸倒引当金を計上出来る要件は次の3種類になりますが、今回のケースは③に該当し、「債権金額の50%」の金額を貸倒引当金として損金計上をすることができます。

〈個別評価の貸倒引当金〉

内容	引当金計上限度額
①会社更生法等の規定による更生計画認可の決定がされ、弁済猶予または分割弁済とされる場合	その事実が生じた事業年度の翌期から5年以内に弁済されない金額
②債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無い場合	取立の見込みがないと認められる金額
③破産法等の規定による破産手続開始等の申立てがなされた者に対する債権	債権金額の50%

### 【参考】一括評価の貸倒引当金(中小法人の場合)

決算期末の債権金額に、業種に応じた繰入率を掛けて貸倒引当金の金額を算出します。

業種	引当金計上限度額
卸売業・小売業(飲食店などを含む)	債権金額×1.0%
製造業	債権金額×0.8%
上記以外の業種	債権金額×0.6%

### ～その後、破産手続が終了した時～

破産手続は、財産を換金し債権者へ配当をする「終結」と、配当できる財産が無い場合の「廃止」がありますが、残念ながら後者の「廃止」となり終了する事が多いです。

破産手続が廃止となった場合には、債権金額は全額回収できない事が確定しますので、ここでようやく売掛債権を「貸倒損失」として全額損金処理する事になります。併せて申立て時に繰入計上をしていた貸倒引当金は戻入処理(収益)を行います。

(仕訳処理) 貸倒損失 ○○円 / 売掛債権 ○○円  
貸倒引当金 ○○円 / 貸倒引当金戻入 ○○円

(作成: 辻川裕哉)



## ～『電子帳簿保存法』新たな猶予措置について～

先月号では電子取引データ保存の対応について紹介しましたが、一定のルールに従った電子取引データ保存への対応ができなかったことについて、「相当の理由」があると認められる場合には、令和6年1月から始まる新たな「猶予措置」を受けることができます。

### 【新たな猶予措置とは？】

令和5年12月末までは、電子取引データを印刷して保存することが認められていました(宥恕措置)。令和6年1月以降は紙の保存だけではなく、データの保存も必要になります。ただし下記の要件①②をいずれも満たす場合には、改ざん防止機能等の対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- 要件① 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が「相当の理由」があると認める場合(事前申請等は不要)
- 要件② 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

### 【相当な理由とは？】

- システムや社内のワークフローなどの整備が間に合わない場合
  - 資金繰りや人手不足などの理由でルールに従った保存ができない場合
- などに猶予措置が認められます。ルールに従った電子取引データ保存ができるにも関わらず、対応していない場合には猶予措置の適用は受けられません。



### 【電子取引データ保存についてよくある質問】

Q1 小さな会社も保存義務の対象ですか？

- ・申告所得税・法人税について帳簿・書類の保存義務があるすべての方が対象です。会社の規模や売上の規模に関わらず、事業を営むすべての法人と個人が、この電子取引データの保存義務に対応しなければなりません。白色申告の方も含まれます。

Q2 会計ソフトや電子申告をしていたら、対応できていますか？

- ・そうとは言い切れません。会計ソフトには、電子取引データ保存に対応したものもありますが、そうでないものもあります。また、電子申告と電子取引データ保存は別の制度です。

Q3 令和5年末までの電子取引データは、プリントアウトして紙で保存しています。いつまで保存しておけばよいですか？

- ・令和5年末までの対応(宥恕措置)として電子取引データをプリントアウトして書面保存されていた場合は、令和6年以降も保存期間が満了するまで、引き続き保存してください。税務調査等のときに提示・提出できるようにしておく必要があります。

# 定額減税実務の留意点

いよいよ今月より定額減税がスタートします。今回は定額減税を行うにあたり、実務での留意点をお伝えします。

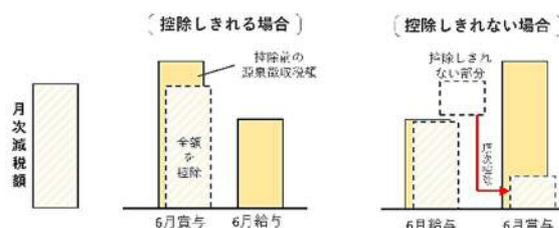
## ○扶養家族は扶養控除申告書などの書類で確認

毎月の給与等から控除する定額減税額(月次減税額)は、給与等の支給を受ける本人とその扶養家族の数の合計で決定します。この扶養家族の数は、6月までに提出された扶養控除申告書等の書類により把握します。主な確認事項は、居住者であること、所得金額が48万円以下であることです。16歳未満の扶養家族も対象となりますので、忘れずに確認しましょう。

なお、月次減税額決定後に扶養家族の異動があっても月次減税額の再計算は行いません。

## ○控除しきれない場合は順次控除

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から月次減税額を控除しますが、控除しきれない場合には、以後、令和6年中に支払う給与等から順次控除します。



## ○控除額は給与明細書に表示

月次減税額のうち実際に控除した金額は、給与明細書などに「定額減税額(所得税)××円」、「定額減税××円」と表示します。

## ○納付書への記載と納付等

給与等の源泉所得税の納付書に記載する税額は、月次減税額控除後の金額です。月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった(本税が0円)場合は、その「0円」の納付書を税務署へ提出します。

出典: 国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

(作成: 石原 沙樹)



## 『頭のいい人は「質問」で差をつける』

著者: 樋口裕一 出版: 大和書房

これからは「問う力」こそが最強の武器になる。「相手の本音を読めず、交渉の主導権を握れない。」「ビジネスでも日常シーンでも、信頼され、評価され、結果を出したい。」そんな時に役立つのは、質問スキルを磨いて武器とすることで、情報収集力や交渉力、コミュニケーション力までもアップする方法です。

本書では、真似するだけで使える「質問フレーズ」が多数登場。各章で、シチュエーション毎に想定される会話と質問を紹介しているのでわかりやすく、今日から成果を手に行ける「頭のいい質問」のコツがいっぱいです。

## －編集後記－

6月と言えば気になるのが梅雨入りの時期です。今年は例年より遅く、梅雨の期間は短いと予想されています。自転車で子供の送り迎えをしている身としては、一日でも早く梅雨が明けて欲しいと願っています。しかし梅雨ならではの楽しみもあります。梅雨に咲く紫陽花です。池田市にある紫陽花の名所・久安寺に毎年家族で出かけています。「あじさいうかべ」という池一面に浮かべられた紫陽花は圧巻です。(浜崎)